

令和7年10月22日

伊賀市水道水源保護審議会 様

事業計画者：大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
伊賀環境サービス株式会社  
代表取締役 岸 田 昌 信

弊社が計画している「(仮称) 大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」に関し、貴会からいただいた追加質問（追加新規質問）及び要望事項に対し、以下のとおり回答させていただきます。

<追加質問事項：項目番号①>

⑤-1、掘り起こした土・廃棄物をその後どう処理しますか。

水質が悪化する原因は、安定型産業廃棄物ではないものが埋め立てられていることが原因と考えられますので、これを除去し、搬入した業者に引き取りに来させて持ち帰らせるか、業者が引き取りに来ない場合は、管理型産業廃棄物として適法に処分します。安定型産業廃棄物以外の廃棄物を持ち込んだ業者とは産廃処分委託契約を解除します。

⑤-2、水質悪化とは、どの地点のことでどのような状態になることを想定してしますか。具体的な数値はどうか。

本件事業計画に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」といいます。）及び関連法令で定める水質基準値は、本審議会様に提出させていただいた事業計画書8頁記載のとおりです。このうち、水色マーカーで示した項目は年1回の検査項目ですが、これらの項目はたとえわずかでも超えた場合は水質が悪化していると判断して、直ちに本件事業を停止して服部川へ排水しない措置を講じるとともに、原因を究明し、水質改善策を講じます。

黄色マーカー部分の水質項目（BOD、COD、SS）は、月1回の検査項目となっていますが、現時点では、同表記載のいずれかの項目の基準値が80%程度を超えた場合、水質が悪化していると判断し、本件事業を停止して服部川へ排水しない措置を講じるとともに、原因を究明し、水質改善策を講じます。

⑤-3、産業廃棄物最終処分場閉鎖のあと5年、10年後に処分場に起因する水質悪化が発覚した場合どう対応しますか。

本件事業計画は、安定型産業廃棄物最終処分場の運営事業であることから、廃掃法上の閉鎖基準を満たした上で閉鎖した施設において、通常、5年、10年後に処分場に起因する水質悪化は想定できません。

処分場施設閉鎖後においてもなお、弊社において水質を管理しなければならない法令上の根拠が見受けられない以上、上記の回答に留めざるを得ません。ただし、土地所有者として、一定の管理責任は負うものと認識しています。

⑥-1、受け入れる廃棄物は、どのような割合で受け入れると想定していますか。

弊社の関連会社である京阪グリーン開発㈱の実績に照らすと、廃棄物の品目別の受入割合は、以下のとおりです。

「廃プラスチック類」	・・・61.8%
「がれき類」	・・・19.4%
「ガラス・陶磁器くず」	・・・15.6%
「ゴムくず」	・・・0.1%
「石綿含有産業廃棄物」	・・・3.1%

※本件事業計画における許可品目は「金属くず」が含まれます。

その受入割合は全体の3%程度であると見込んでいます。

⑥-2、地元住民や行政庁とは、具体的にどの人等を指していますか。

本件事業計画に関係する「行政庁」とは、三重県及び伊賀市であると認識しています。

また、本件事業計画における「地元住民」とは、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」で定めている、イ：本件事業計画地の敷地境界から概ね20m以内の土地所有者及び現に土地権利を有する者、ロ：本件事業計画地の敷地境界から概ね1km以内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者、ハ：その生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者を参考に、「阿波地域住民自治協議会」、「布引地域住民自治協議会」及び「山田地域住民自治協議会」を構成する住民の方々を示し説明させていただいています。

⑦-1、予定廃棄物の中にはPFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性があるのではありませんか。

令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成の「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」によると、PFOS及びPFOA

含有廃棄物の種類としては、「汚泥又は廃酸・廃アルカリ」に属し、これらの廃棄物は、安定型産業廃棄物として処理する種類ではないので、原則、PFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性はないとの認識です。

しかしながら、本件事業計画においては活性炭吸着塔を設計に入れた水処理施設を設置することによって、安全・安心感を持っていただくことを念頭にしています。

また、一連のPFASの問題については、科学的知見に基づき、専門家による検討を進めているところであり、廃棄物処理施設の設置だけに関する問題ではないという認識もあり、この問題については、各種文献、専門家の意見、関係官庁が公表する資料等を確認していただき、正しい情報を理解していただくことが必要であると考えております。

⑨-1、すべての展開検査の状況を写真で保存することは可能ですか。

展開検査時における作業員を含めた撮影は、個人の承諾を得た上で撮影すること自体は可能かもしれませんが、個人のプライバシーの観点からすべての写真データを無制限に公開することは不可能であると考えます。

また、展開検査時における廃棄物の写真を撮影した場合、そのデータに映る廃棄物が安定型産業廃棄物であるか否かを判別するにあたっては、その実効性や効果がどこまであるかは疑問です（安定型産業廃棄物以外のものが映り込んだ場合、除去しなければなりませんので。）。

すべての廃棄物の写真を撮影する労力と手間をかけるのであれば、それと同等の労力で展開検査を実施したほうがより効果的であると考えます。ただし、全量でなかったとしても、一定のルールを策定した上で、記録上、搬入された廃棄物の写真を撮影することは必要であると考えます。

⑨-2、「資料A」の展開検査マニュアルの1.展開検査手順（4）に記載される但し書きの内容について、実際どの程度処理されていますか。

展開検査時における写真撮影の記録は、許可品目以外が混入しているおそれがある場合に実施するものであり、明らかに許可品目以外が混入されていないと判断されれば、写真撮影は実施していません。即ち、実務上、展開検査時の写真撮影はしていません。ただし、搬入車両到着時におけるマニフェスト確認と搬入物確認の際には全車両、車上からの写真撮影は実施しています。

⑩-1、簡易測定で臭いを検知することは可能ですか。

検知管方式では、有臭・無臭、又は臭いの強度を検知することはできません。

検知管は、特定の物質についての濃度を測定する機器です。ただ異常の有無を現場で早急に判別できるという利点があるため使用しています。

本件事業計画は、ガス検知管を使用して、搬入された廃棄物が安定型産業廃棄物であるか否かを判別する事業ではありません。あくまで腐臭、シンナー臭及び薬品臭等がする廃棄物は明らかに安定型産業廃棄物ではないので、これらは埋め立てしないという趣旨でご説明させていただいています。

⑩-2、可能であれば、どんな種類の臭いを検知できますか。

ご参考までに、ガス検知管のパフレットを提出させていただきます（資料 a：出典元、㈱ガステック）。

⑪-1、切削くずには油分が含まれているため、安定品目に入るのはおかしいと思うが、どう考えますか。

工場から排出される切削くずは、概ね金属買取業者が回収し、有価物としてリサイクルされています。

工場以外から排出される切削くずに切削油が使用されているとは考えにくいです。

いずれにしても、本件事業計画において切削くずを搬入することを予定している業者がどのような中間処理しているか（切削くずに油分が付着するおそれがあるか否かを事前に）確認した上で、契約を締結しますので、ご懸念されているようなことは想定できません。

⑪-2、コンクリート等に塗料等が付着しているものはどう考えますか。

塗料の主成分は顔料と溶剤であり、溶剤は揮発（きはつ）してなくなり（溶剤が揮発していないものは受入しません）、顔料が残っている状況下と考えます。顔料は概ね合成樹脂の類で廃プラスチック類に分類されているという認識です。

⑪-3、有害重金属が入っていないことをどのようにチェックしますか。

有害重金属類を取り扱える会社は限定的であり、かつ、それらが含まれる廃棄物は、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい等であり、処分委託契約締結前に、業者の工場の使用設備及びその状況、廃棄物の選別（分別）状況等について入念に確認、精査し、これらの混入の可能性がある業者とは契約を締結しません。また、仮に、容易に判別できない廃棄物がある場合、搬入前に「成分分析表」の提出をもって確認します。

⑪-4、有害物質が含まれているかどうかについて、展開検査の目視確認では見落としが全くないと言い切れないのではありませんか。

弊社は、廃掃法を遵守し、同法が定めているように、有害物質が含まれた産業廃棄物（許可品目以外の廃棄物）は埋め立てしません。

⑬-1、水処理施設の規模及び能力を1時間当たり、24時間当たり、1週間当たり何mmの雨まで対応できるかという観点や想定で計算して、回答してください。

ご質問の趣旨と意図が正確に理解しかねます。水処理施設の規模及び能力は従前回答させていただいたとおりです。ただ単純に計算すると1日あたりの処理能力が120m<sup>3</sup>であることから、回答としては以下のとおりとなります。

1時間当たり、120m<sup>3</sup>÷24時間=5m<sup>3</sup>

24時間当たり、120m<sup>3</sup>

1週間当たり、120m<sup>3</sup>×7日=840m<sup>3</sup>

埋立地内に降った雨は、底地に設置した浸透水集水配管を通り、水処理施設に流入する設計ですが、その管の大きさは決まっており、その容量を超える雨水が降った場合は事実上、埋立地内に滞留し、徐々に当該配管を通して、水処理施設を経由して排水されます。

また、繰り返しになりますが、埋立地内に降った雨は廃棄物層に浸透し、時間をかけて排水されますし、気象庁が記録した各最大雨量が永遠に続くことはありませんので、これらの地学的、気象学的な観点を無視して検討しても何ら意味がありません。

よって、回答としては、日本で記録された1時間あたりの最大雨量153mmの雨が降ったとしても、施設内から排水される水は、必ず水処理施設で処理された水が排水されます。となります。

⑬-2、洪水調整池容量600m<sup>3</sup>が十分である根拠、計算式を示してください。

洪水調整池については三重県の「平成30年度版 改訂：宅地等開発事業に関する技術マニュアル」で定める「洪水調整池」の項目に記載されてある「計画降雨地区割」に示す数値等を用いて設計しています。流失係数は現況山林で0.7、埋め立て後の裸地が0.9として調整池の容量計算し、結果、本件事業計画地における必要容量は61.86m<sup>3</sup>となり旧大山田村の倍率1.6を掛けると98.97m<sup>3</sup>となりました。ただし、更なる安全を考慮してその約6倍の600m<sup>3</sup>の容量の洪水調整池を設計しています。

⑰-1、PFASに関して、社内独自の基準を設けて管理する予定はありますか。

PFASの水道水質基準は暫定目標値50ng/L（2026年度より水道法上の水質基準項目）となっていますが、環境基準は要監視項目として設定されており、その指針値は50ng/Lであり、社内基準としてもこれを引用する予定です。

⑱-1、水質確認は有識者や有資格者等どのような人材を配置させますか。

最終処分場技術管理士を長とし、研修を修了した者が日々の目視点検を行います。

また、水処理施設に水質の管理システム（有機汚濁モニターUV計）を付帯させる計画になっています。これは24時間無人で監視を行い、社内基準値を超えると自動で水処理施設が稼働する設計を行い、排出基準値を満たす水質に処理してから放流するものです。

⑱-2、浸透水溜池において、PFASによる汚染レベルを目視や臭いで確認する方法について説明してください。

現時点では、PFASについて目視や臭いで濃度を確認できません。よって、定期的に水質検査機関に分析を依頼することになると考えています。検査回数は「水道法施行規則」に準拠し、概ね3ヶ月に1回を予定、計画します。

⑲-1、目視モニタリングで異常があった場合どう対応されますか。

まず、浸透水の水質簡易テストを実施し数値を確認します。結果状況により、正確な数値を検査するため、検査業者に検体を送付し水質検査を実施します。同時に、水処理施設が稼働しているか確認し、放流水の水質保全確認を行い、モニタリングを継続します。

水質検査の結果を踏まえ、自社目標基準値を超えているようであれば、行政への報告、搬入中止、原因となる廃棄物の除去等、更なる対処を実施します。

⑲-2、目視モニタリングで過去にどのような異常が発見されましたか。

浸透水に泡の発生を確認したことがありました。その間においても水処理施設を稼働していたことから活性炭吸着させることによって放流水の水質を維持させています。同時に水質検査業者に分析を依頼、原因物質が界面活性剤であり発生源がゴルフ場で散布された薬剤が雨水と共に処分場内に流入したことが原因と判明したことから、ゴルフ場側に当該薬剤の使用を中止してもらうよう依頼し、改善しました。

⑳-1、水質悪化が予測される場合とは、どのような事を言いますか。

調整池の目視、臭いの点検、水質管理システムでの水質数値確認等を実施し、平常と異なる場合（異常値）は、水質の悪化があると予測して対応します。

⑳-2、関係当事者とは誰のことを指しますか。

上記⑥-2と同様の回答となります。

㉑-1、事業スケジュールを含んだ事業収支計画書を提出していただけませんか。

事業スケジュールにおいては、既に、本件事業計画立案当初に想定していたものより大幅に遅れている状況です。また、本件事業計画の詳細が確定していない状況で事業収支を開示することは適切ではないと認識しています。

また、本件事業計画においては、廃掃法上、許可権者によって「事業を継続的かつ適正に運営できる財務的能力を有しているかを審査」される予定です。

㉑-2、事業廃止した後にこの事業による汚染水が確認された場合、それに対する対処法を教示ください。

上記⑤-3と同様の回答となります。

#### 新規質問①

計画されている最終処分場は急峻な谷間に安定型産業廃棄物を埋め立てて行くとの事であるが、異常気象による大雨が降った場合、土砂災害の発生及び巻き込まれ災害については大丈夫ですか。上流の谷において、過去に大雨による地滑りが発生した事実があります。また、盛土安定計算に含水率の上昇は考慮していますか。

処分場の安定性の確認は、廃掃法、森林法及び盛土法を所管する行政庁（いずれも三重県）にて法令で定める技術基準等を採用し確認、対応する予定です。本ご質問と本審議会の審議の対象との関連性、その範囲、その根拠をお示しください。

なお、盛土の安定計算では満水時を想定して検討を行っています。

#### 新規質問②

急峻な斜面地形に遮水シートを貼った場合、その階層を境として埋め立てた安定型産業廃棄物がより滑りやすくなり、地震や大雨により土砂災害が発生し易くなるのではないですか。接地面における摩擦係数等の考慮はされていますか。楔形盛土の安定計算はありますか。階段切の場合のステップ幅や高さはどのように判断し設計しますか。

本件事業計画において全面的に遮水シートを張る予定はございません。

### 新規質問③

安定型産業廃棄物を埋めた上に覆土を積層する方法を繰り返すとあるが、どの地域の土砂を用いますか。廃棄物の内部摩擦角は40度に近い数値としていますが、外来覆土の内部摩擦角は何度ですか。合成内部摩擦角は何度と想定していますか。

覆土は、現地の土を利用する予定です。本ご質問と本審議会における審議の対象との関連性、その範囲、その根拠をお示してください。

なお、現地の土は礫混じり砂ですので内部摩擦角30度にて検討しています。廃棄物は廃棄物の性質により異なりますが、主として埋め立てる廃棄物は安定型産業廃棄物5品目であることから内部摩擦角は40度～49度程度であると想定しています。

### 新規質問④

砂岩層以下には地下水が存在しないとありますが、短期はもちろん長期にわたる浸透能調査や地下水検層調査が必要です。確証・確認のため地下水調査等を行わないのですか。埋立事業完了後の現場保全確認は何年ほどを予定していますか。

本件事業計画における水質検査の義務は廃掃法に定められており、本審議会に提出させていただいた本件事業計画書8頁に記載していますのでご確認ください。地下水の調査もボーリング調査にて実施しています。埋立事業完了後の水質検査は、概ね2年から5年程度であると予測しています。ただし、廃掃法に定める施設の廃止基準を満たさない場合、この期間以上に管理することも想定しています。

### 新規質問⑤

大量の雨が長く降り続いた場合の産廃処分場における土砂崩れ・廃棄物崩れ対策について説明してください。

大量の大雨が長く降り続くという量と期間の問題はありますが、本件施設は、「準好気性埋立構造」にて計画をしており、施設内に大量の水が滞留しないような設計です。その上で、地盤が崩れないような技術基準を採用し、安定計算を行い、安全性を確認します。

なお、雨量については、三重県森林法に基づき50年確率にて洪水調整池の設計を行っています。大量の雨が長く降り続いた場合を想定したものです。廃棄物は均一型盛土堤の土堰堤が防波堤となり廃棄物が露出しているものではなく、廃棄物が流出することはありません。

#### 新規質問⑥

最近は気象庁のレーダー解析で時間雨量100mmを超える数値が頻繁に報道されています。処分埋設中に大雨が降って表土流亡が差し迫ったときはどのような対応策がありますか。未転圧の廃棄物を含む土砂が下流河川に流出したときの対応策はありますか。

ご質問の趣旨は、森林法及び盛土法を所管する行政庁（いずれも三重県）による関係法令の審査対象の内容かと考えます。本件事業計画によって表土流亡を発生させることは考えられませんが、周辺の山林にてこれが発生し、本件事業計画に影響を及ぼした場合、本件事業計画地だけではなく、周辺地域一体も同様な被害が想定されます。仮に、本件事業計画地にあった廃棄物を含んだ土砂が下流河川に流出した場合、周辺から発生した土砂も廃棄物となります。この除去に関しては、行政庁はもとより、国と一体になって対応する事象になると考えますので、この防災体制の構築が必要であると考えます。

埋立地は強固な堰堤を先行して造成し、埋め立てる廃棄物は展開検査後、直ちに覆土で転圧しますので、事業地から廃棄物が流出したり、未転圧の廃棄物が流出することはありません。

#### 新規質問⑦

搬入覆土の安全性の担保はどのような方法・手法ですか。覆土の有害物質不含有どう証明・確認されますか。

本件事業計画実施前に、予め計画地の土の成分を専門機関にて調査、検査した上で実施する予定です。当然、検査結果も公表させていただきます。

#### 新規質問⑧

全量展開検査を実施しNGとなった場合、どのような方法で全量回収するのですか。回収されたNG材の搬出先は調査追跡しますか。搬入業者の再発防止策を準備していますか。搬入業者の契約等に係る民事法上の制裁はどのようなものですか。刑事事件にされますか。

許可品目以外の廃棄物が搬入されていることが展開検査にて判明した場合、建設機械にて全量を掬い取り、搬入トラックに積み直します。そのような廃棄物を持ち込んだ業者に対しては、次回、搬入物の是正が見られない場合、処分委託契約を解除する旨を予告します。是正がなされない場合は、当然に契約解除します。

民事的、刑事的な責任追求は、法律上、契約上の各要件を満たす場合、当然、これを行います。

＜要望事項に対する回答＞

○砂岩であることから地下水が存在しないこと、接触水が地下水へ一切浸透しないことは断定できない。また、水処理施設を有効に活用するためには接触水を全量集める仕組みが必要であるため、管理型処分場要件に準じて埋立地全体に遮水シート等の水を地下に通さない措置を施すことを要望する。

本件事業計画において全面的に遮水シートを張る予定はございません。

○安全衛生法等法令に基づき従業員等の健康被害防止の観点からアスベストの飛散や防塵対策をすることを要望する。

石綿含有産業廃棄物の最終処分については、環境省が公表している「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版：令和3年3月）（令和4年11月4日一部修正）」に基づき運用します。また、厚生労働省が所管する労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に則して、本件事業を遂行します。

○地区説明のとおり展開検査の広げる厚さについて、20cmとすることを要望する。

天津市の処分場では、展開検査で広げる廃棄物の厚さを概ね50cmにして対応しており、当該方法で何ら問題が生じておりません。展開検査における廃棄物の厚さを20cmにすることをお約束することだけが許可品目外の搬入を防止することにはつながりません。

○信頼性確保の観点から展開検査に地区住民が雇用も含めて臨場できる仕組みを構築するよう要望する。

本件事業は、一定の専門的な知識を有し、環境保全上、適正な人材に従事していただくことが望ましいと考えており、現時点において、事業者と地域住民の方との雇用契約を確約すること致しかねます。信頼性確保と雇用契約に付帯関連する企業の営業機密の漏洩防止とのバランスを検討することが必要不可欠です。埋立処分に関する廃棄物の確認する仕組みについては地域住民の方に対する過度な負担をおかけしないことを念頭に協議の上、当該仕組みを構築することについては異論ございません。

○施設設置前に関係当事者及び自治体関係者と協議し、開示ルール等を策定することを要望する。

本件事業計画に関する情報及び記録に関し、関係当事者等の間において開示ルール等を策定することについては異論ございません。

○PFAS除去に関して、技術的にはまだ発展途上であるため新技術や実用的な技術が開発された場合には都度導入を検討することを要望する。

本件事業計画において、PFAS除去に関し、その安全性、確実性、必要性及び事業採算性の観点から総合的に判断し、地域住民の方に安心していただけるような対策を講じたいと考えていますが、これを利用することについての確約はいたしかねます。

○PFASは令和8年度に施行される水道水質基準に属する分析を実施することや、採取日時、場所の公開を要望する。また、すべての水質検査の結果を公開することを要望する。

上記⑰-1と同様の回答になります。本件事業計画に関する情報及び記録に関し、関係当事者等の間において開示ルール等を策定することについては異論ございません。

○目視モニタリングについて、定期的に住地域民の同行による実施を要望する。

本件事業用地内には、危険な重機や建設機械、その他構築物、設備が多くあり、地域住民様が立ち入る際は、安全性を重視した一定のルール策定が必要であると考えますので、これが担保できる限りにおいて、モニタリングの同行は可能であると考えます。

＜本審議会の進行についての意見＞

本審議会は、伊賀市の諮問機関に該当すると考えられますが、本審議会は条例の趣旨に照らし、「専門的知見の活用」、「行政過程の公平中立性の確保」及び「利害調整」等を目的とする機関であり、これを構成する委員は、この目的に則して審議しなければならないと考えます。

本件事業計画は「安定型産業廃棄物処分場」の設置と運営ですので、当該事業の特性（基本、水質は悪化しません。）や技術基準からあまりにもかけ離れた審議が行われていたり、他法令で審査すべき事項まで介入して審議することが許されるのか疑念を抱かざるを得ません。

なお、本審議会における審理について、第1回目の審議会（令和6年10月17日）が開催されてから、約1年が経過しました。

本件事業計画の性質上、慎重に議論、審議しなければならないことは承知しておりますが、あまりにも長期の時間を要していると考えます。本審議会は、本件事業が本条例で定める「規制対象事業」であるか否かの意見（判断）を決する機関でありますので、現時点における本件事業計画の内容にてご判断されるべきだと考えます。

つきましては、本審議の判断に関しましては、行政手続法第11条1項（以下の条文をご参照）に反することがないようご対応お願い致します。

#### ●行政手続法第11条（複数の行政庁が関与する処分）

行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

以上